## 店頭デリバティブ取引に係るご注意

◯ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注１）
※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

◯ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘を受け、取引を開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

◯ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等は、当社クライアントサービスまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記の ADR（注２）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

StoneX 証券株式会社 クライアントサービス
電話番号 0120-288-168（フリーダイヤル）メール jpinfo@forex.com

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）
FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

（注１）ただし、以下に該当する場合は適用されません。
・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
・勧誘の日前１年間に、２以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産および負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注２）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

## お取引前の重要説明事項

# （契約締結前交付書面）

全取引ツール共通

本書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定に基づき、お客様に対してあらかじめ交付するものです。取引の内容及びリスク等を十分にご確認の上、お客様の判断と責任においてお取引ください。

この書面には、当社が提供する FX 取引、CFD 取引（Pre-IPO CFD 取引を含みます。）及びノックアウトオプション取引を行っていただく上での主要なリスク、留意点、証拠金、手続その他重要事項が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

**Pre-IPO CFD 取引に係る特に重要な事項（必ずお読みください）**

・本商品は、当社がお客様の取引の相手方となる店頭 CFD（差金決済取引）であり、Anthropic 株式その他の有価証券を取得するものではなく、株主としての権利は一切ありません。

・上場日より前の価格は、当社が定める方法により当社が決定する価格であり、取引所の市場価格ではありません。提示価格は、IPO 時の公開価格・初値・終値と大きく乖離する可能性があります。

・本商品は証拠金の額を上回る取引を行うことができるため、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれがあります。必要証拠金の額は想定元本の 20%です。

・当社が定める期限日（ロングストップ・デート。[未定]）までに IPO が実施されない場合など、上場中止と判定された場合には、未決済の建玉はすべて建値で解消され、評価益は失われます（5-7-9 をご参照ください）。

・スプレッド及びファンディングコスト（金利調整額）をご負担いただきます。スプレッドは市場の状況等により大きく拡大することがあります。

・本商品は仕組みが複雑で価格変動が大きいため、ご高齢のお客様（75 歳以上）には適さない商品です（5-7-10 をご参照ください）。

**手数料など諸費用について**

・通常口座の FX 取引及び CFD 取引、それに関連するオプション取引に係る外枠手数料はありません。

・FX 取引のみ可能なプロトレード口座では、MT5 口座は取引数量 100,000USD あたり新規・決済往復で 16USD、FOREX.com 口座では取引数量 100,000USD あたり新規・決済それぞれ片道で 8USD の手数料が課金されます。

・FX 取引ではスワップポイント、CFD 取引では金利調整額、株価指数 CFD 等で

は配当金調整額の受払いが発生する場合があります。
・オプション取引では、スプレッドに加え、ポジションを保有する際にオプション料（最大損失額）が徴収（拘束）されます。

**本取引のリスクについて**
・為替相場、株式市場、金利情勢、政治経済情勢、現地情勢及び各国当局の規制等により、取引対象の価格が変動し損失が生じるおそれがあります。
・スワップポイント、金利調整額又は配当金調整額の支払いにより損失が生じるおそれがあります。
・レバレッジを利用するため、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。
・相場急変、著しい流動性低下、スプレッドの拡大、価格配信停止又は注文受付停止により、意図した取引ができない可能性があります。
・当社又はカバー先の業務・財産の状況の変化等により、お客様との取引継続が困難となり、想定しない時点で反対売買が必要となる場合があります。

**委託証拠金等の額・計算方法**
FX 取引の個人のお客様の必要証拠金は原則として建玉評価額の 4%、株価指数 CFD 取引の個人のお客様の必要証拠金は原則として建玉評価額の 10%です。

個別株 CFD 取引の場合は、個人のお客様の必要証拠金は、銘柄により異なりますが、原則として建玉評価額の２０%以上になります。

Pre-IPO CFD 取引の個人のお客様の必要証拠金は、想定元本の 20%です。また、Pre-IPO CFD 取引では、スプレッド及びファンディングコスト（金利調整額）が発生し、ファンディングコストは IPO が延期された期間中も発生します。

法人のお客様には、法令、自主規制規則又は当社が定める証拠金率が適用されます。証拠金維持率が所定水準を下回った場合には、ロスカットの対象となります。

**元本損失が生ずるおそれがある場合における指標等・理由**
本取引は、為替相場、株価指数、個別株、金利その他の指標の変動により損失が生ずるおそれがあります。また、スワップポイント、金利調整額又は配当調整額の支払いにより損失が生ずる場合があります。

**元本超過損が生ずるおそれがある場合における指標等・理由**
本取引は、レバレッジを利用して証拠金を上回る額の取引を行うことができるため、相場の急変、流動性の低下、スプレッドの拡大、価格配信停止又はロスカットの遅延等により、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれがあります。

**クーリング・オフ規定の適用の有無・内容**

本取引については、お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除することはできません。金融商品取引法第 37 条の 6 に定める、いわゆるクーリング・オフの規定は適用されません。

# 目次

目次.....4
1. はじめに.....14
2. 当社の概要・連絡先.....14
3. 本取引に共通する重要事項.....16
3-1. 本取引の基本的な仕組み.....16
3-2. 共通リスク.....16
3-3. 注文が行えない・約定しない可能性.....17
3-4. ロールオーバー・スワップポイント・金利調整額・配当調整額.....18
3-5. 証拠金不足・ロスカット・元本超過損.....18
3-6. 当社・カバー先等の事情変更によるリスク.....19
4. 証拠金等の管理・税務・契約条件.....20
4-1. 証拠金等の管理（信託保全）.....20
4-2. 証拠金の増減・返還.....21
4-2-1. 証拠金の必要額・計算方法.....21
4-3. 売買差益に係る税金.....22
4-4. 契約の終了・解約.....22
4-5. 特定投資家制度.....23
4-6. 電磁的方法による書面交付・口座情報の提供.....23
5. 商品別説明.....23
5-1. FX 取引.....23
5-1-1. 商品概要.....24
5-1-2. 取引単位・必要証拠金.....24
5-1-3. スワップポイント.....24
5-1-4. 取引時間.....24
5-1-5. FX 取引固有のリスク.....25

5-2. 株価指数 CFD 取引.....25
5-2-1. 商品概要.....25
5-2-2. 対象銘柄・取引単位・必要証拠金.....25
5-2-3. 金利調整額・配当調整額.....25
5-2-4. 取引時間.....26
5-2-5. 株価指数 CFD 固有のリスク.....26
5-3. 個別株 CFD 取引.....27
5-3-1. 商品概要.....27
5-3-2. 対象市場・対象銘柄（東京証券取引所上場の株式）.....27
5-3-3. 取引単位・必要証拠金.....27
5-3-4. 金利調整額・配当調整額.....27
5-3-5. コーポレートアクション時の取扱い.....28
5-3-6. 売買停止・上場廃止等の取扱い.....28
5-3-7. 取引時間.....28
5-3-8. 個別株 CFD 固有のリスク.....28
5-4. FX ノックアウトオプション取引.....29
5-4-1. 商品概要.....29
5-4-2. 原資産.....29
5-4-3. 判定価格・ノックアウトレベル.....29
5-4-4. オプション料・最大損失額.....29
5-4-5. 満期・清算.....30
5-4-6. スワップポイント.....30
5-4-7. FX ノックアウトオプション固有のリスク.....30
5-5. 株価指数ノックアウトオプション取引.....30
5-5-1. 商品概要.....31
5-5-2. 原資産.....31
5-5-3. 判定価格・ノックアウトレベル.....31

5-5-4. オプション料・最大損失額.....31
5-5-5. 満期・清算.....31
5-5-6. 金利調整額・配当調整額.....32
5-5-7. 株価指数ノックアウトオプション固有のリスク.....32
5-6. 個別株ノックアウトオプション取引.....32
5-6-1. 商品概要.....32
5-6-2. 原資産.....32
5-6-3. 判定価格・ノックアウトレベル.....33
5-6-4. オプション料・最大損失額.....33
5-6-5. 満期・清算.....33
5-6-6. 配当調整額・権利調整.....33
5-6-7. コーポレートアクション時の取扱い.....33
5-6-8. 売買停止・上場廃止時の取扱い.....34
5-6-9. 個別株ノックアウトオプション固有のリスク.....34
5-7. Pre-IPO CFD 取引.....34
5-7-1. 商品概要.....35
5-7-2. 価格の決定方法.....35
5-7-3. 取引時間・為替変動リスク.....36
5-7-4. 手数料等の費用・スプレッド・取引制限.....36
5-7-5. 利益相反に関する事項.....37
5-7-6. 情報の限定及び情報の非対称性に関するリスク.....37
5-7-7. 必要証拠金・ロスカット.....38
5-7-8. IPO が実施された場合の最終決済.....39
5-7-9. IPO の延期・中止等の場合の取扱い.....40
5-7-10. 本商品の取引に適さないお客様.....41
6. 口座・取引ツール別の取扱い.....41
6-1. MT5 口座.....41

6-1-1. 取引可能商品.....41
6-1-2. 口座区分と別勘定.....42
6-1-3. 必要証拠金・法人口座レバレッジ.....42
6-1-4. MT5 特有の留意点（両建て・指定決済）.....42
6-2. FOREX.com 口座.....43
6-2-1. 取引可能商品.....43
6-2-2. 口座区分と別勘定.....43
6-2-3. FX 系口座.....43
6-2-4. CFD 系口座.....43
6-2-5. FOREX.com 特有の留意点（両建て・オプション合算）.....44
6-3. プロトレード口座.....44
6-3-1. 取引可能商品.....44
6-3-2. 取引単位・必要証拠金.....44
6-3-3. 手数料.....44
6-3-4. 通常口座との違い.....45
6-4. 口座横断での留意事項.....45
6-4-1. 別勘定の考え方.....45
6-4-2. 証拠金合算の可否.....45
6-4-3. ロスカット順序.....46
6-4-4. 両建て時の取扱い.....46
7. 注文・執行・手続.....46
7-1. 注文の指示事項.....46
7-2. 注文種類ごとの執行方法.....46
7-2-1. 成行注文.....46
7-2-2. 指値注文.....47
7-2-3. 逆指値注文.....47
7-2-4. トレーリング注文.....47

7-2-5. 複合注文（OCO・IFD・IFD-OCO）.....47
7-2-6. FOREX.com 口座におけるスリッページ許容幅.....48
7-3. 価格配信・価格配信停止・再開.....48
7-4. 約定の訂正及び取消.....49
7-5. お客様の注文を執行する順序.....49
7-6. その他注文に関する注意点.....49
7-7. 本取引開始から終了までの手続.....50
8. 禁止行為・その他重要事項.....51
8-1. 法令上の禁止行為.....51
8-2. 当社が定める禁止行為.....51
8-3. マニフェスト・エラー、バッドティック、取引プログラム等.....51
8-4. 重要情報変更時の届出義務.....51
8-5. 自動売買機能等に関する留意事項.....52
8-6. その他の留意事項.....52
9. 用語集.....53
9-1. 共通用語.....53
9-2. FX 取引用語.....55
9-3. CFD 取引用語.....56
9-4. ノックアウトオプション取引用語.....56
9-5. 個別株 CFD・個別株ノックアウトオプション追加用語.....57
9-6. Pre-IPO CFD 取引用語.....57

## 1. はじめに

本書面の重要な注意喚起、契約締結前交付書面としての位置付け及び主要リスクの要約は、冒頭ページに記載しています。以下では、その詳細及び各商品・各口座に関する個別事項を定めます。

## 2. 当社の概要・連絡先

当社の基本情報、苦情相談窓口及び ADR の要点は、冒頭ページに記載しています。本章では、当社概要及び個人情報保護に関する相談窓口等の関連情報を整理しています。

当社概要

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 商号 | StoneX 証券株式会社 |
| 住所 | 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 4 番 10 号 東短室町ビル 3 階 |
| 電話 | 03-5205-6161（代表） |
| ホームページ | www.forex.com/jp/ |
| 金融商品取引業 | 第一種金融商品取引業　登録番号：関東財務局長（金商）第 291 号 |
| 業務内容 | 店頭デリバティブ取引（FX 取引、CFD 取引、オプション取引） |
| 会社設立 | 平成 14 年 4 月 17 日 |
| 資本金 | 6 億 85 百万円 |
| 加入協会名 | 日本証券業協会<br>一般社団法人 金融先物取引業協会 |

| | |
|---|---|

個人情報保護相談窓口

| 対象 | 相談窓口 |
|---|---|
| FX 及び FX を原資産とするオプション | 一般社団法人金融先物取引業協会 個人情報苦情相談室（電話番号 03-5280-0881、受付時間 平日 9:00～17:00） |
| CFD 及び CFD を原資産とするオプション | 日本証券業協会 個人情報相談室（電話番号 03-6665-6784、受付時間 平日 9:00～17:00） |

**当社苦情受付窓口**
StoneX 証券株式会社 クライアントサービス
電話番号 0120-288-168（フリーダイヤル）

受付時間は、平日 9:00～翌 1:30 です。ただし、17:30 以降は各種手続きに関するお問合せにのみ対応します。

受付方法は、電話、電子メール又は郵送です。

電子メールアドレスは jpinfo@forex.com、郵送先は当社住所と同一です。

3. 本取引に共通する重要事項

3-1. 本取引の基本的な仕組み

本取引は、金融商品取引所によらず当社がお客様の相手方となって行う店頭デリバティブ取引です。当社は、お客様の注文について取次ぎ、媒介又は代理を行うものではなく、お客様との各契約及び各取引における相対当事者となります。また、当社は、お客様との取引により生じ得る市場リスクを回避するため、金融機関を相手方としてカバー取引を行います。

| 店頭デリバテイブ取引に係るカバー取引先 | |
|---|---|
| 項目 | 内容 |
| 名称 | StoneX Financial Ltd. |
| 監督機関 | UK The Financial Conduct Authority（FCA：英国金融行為規制機構） |

| | |
|---|---|
| 業務内容 | 店頭デリバティブ取引 |

3-2. 共通リスク

本取引は、外国為替市場、株式市場、株価指数その他原資産の価格変動により利益が生ずる可能性がある一方、損失が生ずる可能性があります。また、日本円以外の通貨建てで損益等が発生する取引では、円転レートの変動により評価損益、実現損益、スワップポイント、金利調整額又は配当金調整額の金額が変動し、お客様の想定と異なる結果となることがあります。スワップポイント又は金利調整額は、実勢金利や当社カバー先の資金調達コスト等を反映して当社が決定し、同一通貨ペア又は同一銘柄において買い・売り双方が支払いとなる場合があります。
本取引においては、当社が提示する買値と売値の価格差（スプレッド）が存在します。スプレッドは、当社が固定である旨の表示をしていない限り、市場や原資産の状況を反映して変動し、金利調整額にも存在します。固定である旨の表示をしている場合でも、市場の急変動や流動性の急激な低下等により変動するリスクがあります。流動性の低い通貨ペアや銘柄、日本時間の早朝（NY 市場での取引終了後、東京市場の取引開始前）や重要経済指標の発表時など、流動性の低い時間帯でのお取引には十分ご注意ください。
注文形態によっては、お客様が注文を発注した時点の配信価格や注文価格と約定価格が異なることがあります。この差をスリッページといい、発注から約定までの時間差、通信環境、週末のニュース、市場価格の変動や流動性の低下などにより生じます。スリッページの発生により、思わぬ損失が発生し、ときには売買損が投資金額を上回るおそれがあります。なお、オプション取引がノックアウトされたときには、原則としてスリッページは発生せず、最大損失額を事前に確定できます。ただし、外貨建てのオプション取引では、円転レートの変動により日本円ベースの損失額が変動する場合があります。
さらに、国内外の政治経済上の重大な事件・決定・変化、祝祭日やその前後、週末・週初の流動性低下、当社又はお客様のサーバー・コンピューター・通信機器・通信回線・関連ソフトウェア等の故障・誤動作・不具合、自然災害、事故、戦争、暴動、内乱、テロ行為その他不可抗力により、スプレッド拡大、価格配信停止、注文受付停止、意図しない約定又は約定価格の発生の結果、予期せぬ損失が発生する可能性があります。店頭デリバティブ取引はいずれも元本及び利益が保証されるものではなく、場合によっては預託した証拠金その他の保証金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

3-3. 注文が行えない・約定しない可能性

取引システム、お客様又は当社を結ぶ通信回線等が正常に作動しない場合、注文の発注、変更、取消し若しくは確認が行えないことがあり、その結果、誤約定、未約定又は意図しない約定が発生することがあります。また、外国為替市場若しくは原資産市場における相場急変、流動性の低下、価格配信停止、取引停止、サーキットブレーカーその他市場措置により、注文の発注、変更若しくは取消しが行えない、又は取引が成立しない場合があります。適合性の観点、過度な取引の抑止、法令上若しくは当社の判断により不適当と判断される場合にも、注文の受注又は約定執行を拒否し、又は取消すことがあります。また、当社は、注文執行時又はロスカット時に、注文又は取引を統合して執行し約定することがあり、その結果、お客様の約定結果が不利に働く場合があります。

3-4. ロールオーバー・スワップポイント・金利調整額・配当調整額

FX 取引及び CFD 取引でポジションを翌営業日に持ち越した場合、ロールオーバーに伴い、FX ではスワップポイント、CFD では金利調整額が発生します。株価指数・個別株 CFD その他配当又は権利調整が生じる商品では、配当金調整額又は権利調整が発生する場合があります。これらの金額は、実勢金利、配当、当社カバー先の資金調達コストその他の事情を反映して当社が決定し、原則として保有方向により受取り又は支払いとなりますが、同一通貨ペア又は同一銘柄で買い・売りの双方が支払いとなる場合もあります。日本円以外で発生するこれらの調整額は、口座反映時の円転レートによって日本円に換算されるため、価格変動とは別に円転レートの影響を受けます。

米国ではサマータイム制度が導入されているため、基準時刻は夏時間と冬時間で日本時間の表示が異なります。また、基準時刻の前後にポジションをオープンした場合、そのタイミングにより当該ポジションが前日にオープンしたものとして取り扱われることがあります。その結果、保有するポジションの種類によっては、スワップポイント又は金利調整額の支払いが発生する場合があります。配当調整額の権利確定時間については、別途、当社のホームページ又は取引ツールにてご確認ください。

3-5. 証拠金不足・ロスカット・元本超過損

口座の証拠金維持率が所定の水準を下回った場合、当社はお客様への事前通知なく、保有ポジションの全部又は一部をロスカットすることがあります。MT5 口座及び FOREX.com 口座では、原則として証拠金維持率が 100%を下回った場合にリアルタイムロスカットが実行されます。ロスカットはお客様の損失を一定額に限定することを保証するものではなく、相場の急変、流動性の低下、価格配信停

止又は再開時の価格乖離その他の事情により、預託した証拠金を上回る損失が生じる場合があります。
複数のポジションがある場合、原則として証拠金維持率が 100%以上を回復するまで、評価損の大きいポジションから順番にロスカットされます。ただし、評価損の大きい原資産が取引時間外その他の理由により取引できない場合には、次に評価損の大きい決済可能なポジションから順にロスカットされることがあります。
また、同一口座内に FX 取引と FX オプション取引のポジションが混在している場合には、原則として FX のポジションからロスカットされ、FX のポジションがすべて決済された後に、オプション取引のポジションがロスカットされます。同様に同一口座内に CFD 取引と CFD オプション取引のポジションが混在している場合には、原則として CFD のポジションからロスカットされ、CFD のポジションがすべて決済された後に、CFD オプション取引のポジションがロスカットされます。
ただし、原資産である FX 又は有価証券が取引できない場合には、オプション取引のポジションが先にロスカットされることがあります。
なお、FX 取引及び CFD 取引において両建てポジションを保有している場合、売り又は買いの片方のポジションのみを決済しても証拠金不足の解消にならない場合があり、売り買い両方のポジションを決済する必要があります。ロスカットが発生した場合には、お客様ご自身で口座状況、ポジション及び注文状況を確認し、必要に応じて速やかに対応してください。

（注 1）ロスカットにより、お客様が預託した証拠金以上の損失が発生する等、思わぬ損失を被るリスクがあります。証拠金および証拠不足の状況については、お客様自身が管理・把握する必要があります。十分な有効証拠金を保ち、余裕をもってお取引をされますようお願い申し上げます。

（注 2）お客様の口座の証拠金維持率の計算及び監視は、証拠金維持率が 125%を下回っている場合、原則、配信価格が更新されるたびに行われます。また、証拠金維持率が 125%以上の場合、1 分以内に行われます。相場の急変等による流動性の低下やシステム障害等により価格の配信が妨げられた場合、上記の計算及び監視が遅延する恐れがあります。（価格の更新がない場合は証拠金維持率が変化しませんので、計算は行われません）。

（注 3）証拠金維持率が 100%近くの場合、FX 取引、CFD 取引、ノックアウトオプション取引において、価格や円転レートの状況や変動により証拠金不足になりロスカットになる恐れがあります。例えば、ポジションを買い付けた直後に Bid 価格により値洗いがされます（売りつけた場合は、Ask 価格にて値洗いされます）。その際に、証拠金不足となり、ロスカットされる恐れがあります。また、スワップポイント、金利調整額、配当調整額等の課金等により証拠金不足となりロ

スカットになる恐れがあります。証拠金残高には余裕を持ってお取引くださいますようお願い申し上げます。

3-6. 当社・カバー先等の事情変更によるリスク

相場の急変動、流動性の低下、当社若しくはカバー取引先のシステム障害、当社とカバー取引先をつなぐネットワークの不具合その他の事情により、価格配信が停止し、取引又は決済ができなくなる可能性があります。当社のカバー先は１社であり、当該カバー先のシステム障害、価格配信停止、財務状況の悪化その他の事情により、当社がお客様への価格配信やカバー取引を継続できなくなる場合があります。また、当社カバー取引先が利用する流動性供給先の状況により、一部又は全部の取引が停止される場合があります。
また、当社、カバー取引先又は当社が預入・預託する金融機関の財務状況若しくは業務運営が悪化した場合、お客様からお預かりした証拠金その他の資産の返還が遅延し、又は困難となる可能性があります。価格配信停止中の相場動向によっては、再開時の価格が停止前と大きく乖離し、再開と同時にロスカットが発生して大きな損失が生じる場合があります。
市場環境、流動性、カバー取引先の条件又はリスク管理上の必要性により、当社は必要証拠金率、取扱銘柄、取引時間その他の取引条件を変更し、又は新規取引を制限する場合があります。

4. 証拠金等の管理・税務・契約条件

4-1. 証拠金等の管理（信託保全）

当社は、お客様から本取引に係る証拠金としてお預かりした金銭の全額を、キャピタル信託株式会社に金銭信託し、当社の固有財産と区分又は分別して管理します。信託保全の対象となるのは、毎営業日の基準時刻における預り資金に、保有ポジションの評価損益を反映した金額です。
証拠金等が信託口座へ入金されるまでの間も、お客様からの証拠金預り口座であることが明らかな銀行口座において、当社の固有財産と分別して管理しますが、その間に当社又は当該銀行が破綻した場合には、証拠金等の全部又は一部が返還されない可能性があります。
当社は、受益者であるお客様の利益を代表する受益者代理人として弁護士を選定し、信託契約に基づく業務を委託します。受益者代理人は、保全金額の照合、証拠金等の信託状況等の管理・監督を行い、その一部確認事務を当社の内部管理責任者に委託する場合があります。
当社に支払停止、破綻その他これに準ずる事象が生じた場合、受益者代理人はキャピタル信託株式会社から信託財産の返還を受け、残存ポジションの清算、諸

費用控除及び配分額計算を行ったうえで、お客様へ証拠金等を返還します。なお、その際、受益者代理人又は信託会社に対し、お客様への資金配分のために必要な範囲で個人情報を提供する場合があります。キャピタル信託株式会社は、当社及び受益者代理人の監督又は選任の責任を負うものではなく、当社に代わってお客様に対する支払義務を負うものでもありません。また、お客様は、同信託会社に対し、直接証拠金等の支払い請求を行うことはできません。

4-2. 証拠金の増減・返還

取引による売買損、スワップポイント、金利調整額、配当調整額その他取引に係る費用は証拠金から控除され、売買益その他当社からの支払いは証拠金に加算されます。余剰となった証拠金の全部又は一部の返還を希望される場合は、マイアカウント画面等から出金手続を行うことができ、原則として出金依頼の受領確認後 3 銀行営業日以内にお客様の金融機関口座へ振り込まれます。なお、社内手続又は銀行手続の都合により、返還まで 3 営業日を超える場合があります。

4-2-1. 証拠金の必要額・計算方法

預託証拠金は、取引を開始する際に必要となる資金であり、円貨でのみ入金が可能です。外貨又は有価証券等をもって代用することはできません。MT5 口座の当初預託証拠金の最低金額は 50,000 円であり、FOREX.com 口座には当初預託証拠金の規定はありません。お客様以外の名義の銀行口座から当社宛に送金された資金は、お客様の口座に入金されません。この場合、当該資金を回収するためには、お客様ご自身で金融機関に対し組戻し（送金の取消し）を依頼する必要があります。組戻しに要する手続、手間及び費用は、お客様のご負担となりますので、送金の際は、送金元口座の名義がお客様口座の名義と一致していることを十分ご確認ください。また、お客様が ATM、銀行窓口その他金融機関所定の方法により当社へ送金される場合の送金手数料その他これに付随する費用は、お客様のご負担となります。
口座残高は、入出金、実現損益、スワップポイント、金利調整額、配当調整額、その他調整金又はキャッシュバック等、当社がお客様の口座に反映した金額の合計をいいます。口座残高は、「預託証拠金」と呼ばれる場合があります。
証拠金残高は、口座残高に未確定損益（評価損益）を加算した金額をいいます。証拠金残高は、「有効証拠金」又は「実質証拠金」と呼ばれる場合があります。
未確定損益は、提示価格及び円転レートの変動に伴い変動します。
余剰証拠金は、証拠金残高から必要証拠金及びオプション料を控除した金額をいいます。余剰証拠金は、新規取引に使用できる資金であり、出金可能額と同額です。
オプション料は、最大損失額と同額であり、取引数量、1 ポイント当たりの損益及び取引価格（取引通貨が日本円以外の場合は円転レートを含みます）により算出

されます。オプション料は、同オプションを権利行使日に権利行使するか、反対売買により決済するか、又は原資産価格がノックアウトレベルに達して消滅するまでの間、口座残高からは差し引かれませんが、余剰証拠金からは控除されます。証拠金維持率は、有効証拠金を必要証拠金で除して 100 を乗じた割合です。同一口座内で FX と FX オプション取引、又は CFD と CFD オプション取引を行った場合は、預託証拠金、必要証拠金、有効証拠金及び評価損益が合算・相殺され、同一口座の証拠金維持率が計算されます。

4-3. 売買差益に係る税金

個人のお客様が当社の FX 取引、CFD 取引（Pre-IPO CFD 取引を含みます。）及びオプション取引（いずれも店頭デリバティブ取引）で得た利益は、原則として「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告が必要です。税率は、所得税 15%、復興特別所得税（所得税額の 2.1%）及び地方税 5%の合計 20.315%です。損益は、一定の先物取引等の損益と通算でき、通算して損失となる場合は一定の要件の下で翌年以降 3 年間繰り越すことができます。
法人のお客様が行った取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。
（注）復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対して 0.315%）が、追加的に課税されるものです。
※金融商品取引業者は、お客様の取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、個人番号、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄の税務署長に提出します。
※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる可能性があります。
※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

4-4. 契約の終了・解約

本契約は、お客様又は当社により終了されるまで効力を有します。

お客様が解約を希望する場合は、オープン・ポジションがなく、当社に対する債務が存在しないことを前提として、口座解約届により、当社クライアントサービス宛てに、郵便又は画像添付メールのいずれかの方法で、原則として 3 日前までに通知していただきます。

当社は、次のいずれかに該当する場合には、事前通知なく契約を終了させることがあります。

- 法令違反又は第 8-2 に定める禁止行為への該当

- 反社会的勢力との関係
- 預り資産の全部又は一部について犯罪行為により取得された疑いがある場合
- 届出事項の虚偽
- 非居住者への該当
- 他人名義若しくは架空名義による口座利用又はなりすましへの関与
- 当社からの連絡を受領できない状態
- 長期間にわたり取引又は残高がない場合
- 支払停止、私的整理、破産、会社更生手続開始その他これらに準ずる事由
- 当社又は当社関係先の名誉若しくは信用を毀損し、又は業務運営を著しく妨げる行為
- 取引継続が不適切と判断される事由
- 契約書又は本書面に定めるその他の終了事由
- 旧取引システム又は旧口座に係る移管、統合又はサービス終了に伴い、当社所定の手続が完了していない場合

この場合、当社は、お客様の勘定において、お客様のポジションを口スカット又は反対売買等により決済することがあります。解約時にポジション又は債務が残存する場合は、これらを清算したうえで債権債務を整理します。

4-5. 特定投資家制度

本契約のお申込みをされる特定投資家のお客様は、金融商品取引法に基づき、特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。なお、当社では、お客様から特段の申出がない限り、すべてのお客様を特定投資家以外のお客様として取り扱います。

4-6. 電磁的方法による書面交付・口座情報の提供

当社は、契約締結前交付書面その他の書面を、オンライン申込書、取引システム又はウェブサイト上において電磁的方法により提供しています。証拠金の入出金、証拠金残高、取引明細、建玉明細その他の書面は、原則として当社の取引システム又はウェブサイト上で閲覧可能な状態で提供され、お客様が実際に閲覧したか否かにかかわらず、当社により閲覧可能な状態となった時点で有効に提供されたものとして取り扱われます。なお、証拠金の入出金、証拠金残高、取引明細又は建玉明細等の書面については、ご希望のお客様に対し、別途有料にて送付いたします。

## 5. 商品別説明

### 5-1. FX 取引

FX 取引は、通貨を売買する外国為替取引に証拠金取引の仕組みを組み合わせた店頭デリバティブ取引です。MT5 口座及び FOREX.com 口座で取引可能であり、通常口座では原則として外枠手数料はありませんが、プロトレード口座では別途手数料が発生します。価格変動、スワップポイント、スプレッド、スリッページ及び円転レートの変動等により損益が発生し、場合によっては預託証拠金を上回る損失が生じる可能性があります。

#### 5-1-1. 商品概要

FX 取引は、通貨を売買する外国為替取引に、少額の証拠金を差し入れてより大きな額の取引を行う証拠金取引の仕組みを組み合わせた店頭デリバティブ取引です。当社が提示する売値と買値の差を利用して取引し、反対売買により差損益を確定します。当社はお客様との取引の相対当事者であり、お客様の注文について取次ぎ、媒介又は代理を行うものではありません。

#### 5-1-2. 取引単位・必要証拠金

MT5 口座及び FOREX.com 口座の通常の FX 取引では、取引単位は原則として 1,000 通貨単位からです。FOREX.com 口座では、一部決済に限り 1,000 通貨単位未満の決済ができる場合があります。個人のお客様の必要証拠金は、原則として建玉評価額の 4%です。法人のお客様については、一般社団法人金融先物取引業協会が公表する為替リスク想定比率その他法令等に基づき、当社が定める必要証拠金率が適用されます。また、特定の通貨ペア又は一定金額を超えるポジション等については、上記よりも低いレバレッジが適用される場合があります。

#### 5-1-3. スワップポイント

FX 取引でポジションを翌営業日に持ち越した場合、通貨間の金利差等を反映したスワップポイントが発生します。一般に、買い通貨の金利を受け取り、売り通貨の金利を支払う関係にありますが、実際のスワップポイントは金利情勢や当社カバー先の資金調達コスト等を勘案して当社が決定します。そのため、同一通貨ペアにおいて買い・売りの双方が支払いとなる場合があります。スワップポイントは、報告書等でファイナンシング又は financing と表示されることがあります。

#### 5-1-4. 取引時間

FX 取引時間は、米国東部夏時間適用時は月曜午前 6 時から土曜午前 6 時まで、冬時間適用時は月曜午前 7 時から土曜午前 7 時までです。日本の祝日であっても、

取引対象通貨が外国為替市場で取引されている場合は取引が行われます。一方、日本の平日であっても、対象通貨の市場が休場している場合は取引されません。なお、メンテナンス、市場措置その他の理由により、取引時間が中断又は調整される場合があります。

### 5-1-5. FX 取引固有のリスク

FX 取引では、レバレッジを利用することにより、預託証拠金額に比べて大きい額の取引が可能となる一方、相場の変動により大きな損失が生じることがあります。また、流動性の低い時間帯、重要経済指標発表時、週初又は週末等には、スプレッドが拡大し、スリッページが大きくなり、意図しない価格で約定する可能性があります。外貨建て損益は円転レートの影響を受けるため、原資産価格の変動とは別に日本円ベースの損益が変動し、ロスカット又は元本超過損につながることがあります。

## 5-2. 株価指数 CFD 取引

株価指数 CFD 取引は、株価指数を原資産とする店頭デリバティブ取引であり、取引単位は 1 単位から、個人のお客様の必要証拠金は原則として売買代金の 10%です。主要株価指数を対象とする銘柄には、24 時間又は週末を含む週 7 日の取引が可能なものがあります。ただし、対象市場の取引時間、流動性、サーキットブレーカー、取引停止措置その他の市場状況の影響を受け、価格配信若しくは取引が停止され、又は新規取引が制限される場合があります。金利調整額、配当金調整額、価格変動及び流動性低下等により損益が発生します。

### 5-2-1. 商品概要

株価指数 CFD 取引は、株価指数又はこれに関連する先物等を原資産とする店頭デリバティブ取引です。お客様は、対象指数の上昇又は下落を見込んで売買を行い、反対売買により差損益を確定します。現物株式を保有する取引ではないため、原資産たる指数構成銘柄そのものの権利を直接取得するものではありません。

### 5-2-2. 対象銘柄・取引単位・必要証拠金

株価指数 CFD 取引の対象銘柄は、当社が取り扱う株価指数銘柄とし、対象となる指数の詳細に関しましては、当社のウェブサイト又は取引ツールに掲載しています取引単位は原則として 1 単位からです。個人のお客様の必要証拠金は、原則として建玉評価額の 10%以上です。法人のお客様については、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される証拠金率が適用されます。リスク管理上、特定銘柄又は一定金額を超えるポジション等には、より高い必要証拠金率が適用される場合があります。

5-2-3. 金利調整額・配当調整額

株価指数 CFD 取引では、ポジションを翌営業日に持ち越した場合に金利調整額が発生する場合があります。また、構成銘柄の配当等に応じて配当金調整額が発生する場合があります。金利調整額は、原則として買いポジションで支払い、売りポジションで受取りとなりますが、金利情勢やカバー先の資金調達コスト等により双方が支払いとなる場合があります。配当金調整額は、一般に買いポジションで受取り、売りポジションで支払いとなりますが、各国税制等の影響により原資産に生じた配当の全額が反映されるとは限りません。

5-2-4. 取引時間

株価指数 CFD 取引の取引時間は、原資産たる株価指数又は関連先物市場の取引時間を基礎として当社が設定します。主要株価指数を対象とする一部銘柄は 24 時間又は週末を含む週 7 日の取引が可能です。ただし、取引時間及び週末取引の対象となる銘柄は当社が指定するものに限られますので、取引前には当社ウェブサイト又は取引ツールで最新の取引時間を確認してください。市場措置、サーキットブレーカー、メンテナンスその他の理由により、取引時間の中断又は変更が行われる場合があります。

米国株価指数 CFD のうち当社が指定する銘柄については、週末を含め、原則として週 7 日の取引が可能です。平日の価格は、原資産である株価指数の構成銘柄及び関連する先物市場の価格等を基礎として、通常の株価指数 CFD と同様の方法により提示されます。

週末に原資産市場及び関連する先物市場が休場している間は、当社が利用可能な代替的な価格情報を参照し、独自の価格算定方法に基づいて価格を決定します。当社は、価格の決定に当たり、市場の変動性、報道その他の市場関連情報、当該銘柄の取引状況その他当社が適切と判断する要素を考慮します。

週末に提示される価格は、原資産市場又は関連する先物市場の再開時に提示される価格と大きく異なる場合があります。また、週末は通常の市場取引時間帯と比べてスプレッドが拡大する場合があります。重大な市場の混乱その他の事由により当社が信頼性のある価格を継続して提示することが困難であると判断した場合には、価格配信若しくは取引を停止し、又は新規取引を停止して決済取引のみを受け付けることがあります。

5-2-5. 株価指数 CFD 固有のリスク

株価指数 CFD 取引は、株価指数を構成する複数銘柄の値動き、先物市場の状況、各国の金利、配当及び政治経済情勢等の影響を受けます。また、原資産市場の取

引時間、サーキットブレーカー、売買停止措置等により、価格配信停止、取引停止又は意図しない価格での約定が生じる場合があります。指数は個別株より分散が効く一方、市場全体の急変時には大きな価格変動が短時間で生じることがあります。また、週末取引の対象銘柄については、原資産市場及び関連する先物市場が休場している間、代替的な価格情報を参照して当社が価格を算定するため、通常の市場取引時間帯よりもスプレッドが拡大し、又は週末価格と市場再開時の価格との間に大きな乖離が生じる場合があります。

### 5-3. 個別株 CFD 取引

個別株 CFD 取引は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引であり、原資産市場の取引時間、売買停止、上場廃止、コーポレートアクションその他銘柄固有の事由の影響を受けます。必要証拠金、配当調整額、権利調整その他の条件は、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される内容に従います。原則として個人のお客様の必要証拠金額は、建玉評価額の 20%以上になります。株式の価格変動は株価指数よりも大きくなることがあり、流動性又は発行体若しくは銘柄固有の事象により損失が拡大する可能性があります。

#### 5-3-1. 商品概要

個別株 CFD 取引は、株式を原資産とする店頭デリバティブ取引です。お客様は、原資産株式の価格の上昇又は下落を見込んで売買を行い、差金決済により損益を確定します。現物株式を直接保有する取引ではないため、原則として株主としての権利を直接取得するものではありません。

#### 5-3-2. 対象市場・対象銘柄（東京証券取引所上場の株式）

個別株 CFD 取引の対象市場及び対象銘柄は、当社が取り扱う東京証券取引所に上場されている株式とします。具体的な銘柄、取引可能時間、取引条件等は、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される内容に従います。対象銘柄は、市場環境、流動性、企業行為その他の事情により追加、変更又は取扱停止となる場合があります。

#### 5-3-3. 取引単位・必要証拠金

個別株 CFD 取引の取引単位及び必要証拠金は、銘柄ごとに当社が定めます。個人のお客様の場合、建玉評価額の 20%以上の証拠金が必要になります。個人のお客様向けの必要証拠金率は、原資産の値動き、流動性その他の事情を踏まえて当社が設定し、必要に応じて変更する場合があります。

### 5-3-4. 金利調整額・配当調整額

個別株 CFD 取引でも、ポジションの持越しにより金利調整額が発生する場合があります。また、原資産株式に配当その他の権利が発生した場合には、配当調整額又は権利調整が行われる場合があります。受払いの方向及び金額は、原資産の配当落ち額、各国税制、当社カバー先の資金調達コストその他の事情を踏まえて当社が定めます。配当調整額又は権利調整の内容、金額、反映時期及び方法は、原資産株式の権利内容又は経済的効果と完全に一致することを保証するものではなく、原資産市場、税制、カバー先の条件その他の事情により差異が生じる場合があります。

### 5-3-5. コーポレートアクション時の取扱い

原資産株式について、株式分割、併合、無償割当、権利落ち、合併その他のコーポレートアクションが行われた場合、当社は、必要に応じて建玉数量、価格、配当調整額、権利調整その他の条件を調整することがあります。具体的な調整内容及び方法は、原資産市場の取扱い、カバー先の条件、実務上の必要性等を踏まえ、当社が合理的に定めます。

### 5-3-6. 売買停止・上場廃止等の取扱い

原資産株式が売買停止となった場合、当社は価格配信を停止し、新規注文、変更、取消し又は決済ができなくなることがあります。また、上場廃止その他これに準ずる事由が生じた場合には、当社は、保有建玉の取扱いについて反対売買による決済、評価方法の変更、取引停止その他必要な措置を講じることがあります。具体的な取扱いは、原資産市場及びカバー先の条件等を踏まえて定めます。この場合、当社が採用する評価額又は清算額は、お客様にとって不利な水準となることがあり、その結果、想定を上回る損失が生じる場合があります。

### 5-3-7. 取引時間

個別株 CFD 取引の取引時間は、原資産株式が上場されている市場の取引時間及び当社が定める延長時間帯等に従います。銘柄又は市場により取引時間は異なり、メンテナンス、現地市場の措置、売買停止、祝日その他の事情により、中断又は調整される場合があります。最新の取引時間は当社ウェブサイト又は取引ツールで確認してください。

### 5-3-8. 個別株 CFD 固有のリスク

個別株 CFD 取引は、個別企業の業績、財務状況、経営方針、訴訟、規制、買収その他企業固有の事象の影響を直接受けるため、株価指数 CFD 取引よりも価格変動が大きくなる場合があります。流動性の低い銘柄では、スプレッドの拡大、価格

配信停止又は意図しない価格での約定が生じることがあります。また、コーポレートアクションや上場廃止等により、通常の反対売買とは異なる方法で建玉整理が行われる場合があります。

### 5-4. FX ノックアウトオプション取引

FX ノックアウトオプション取引は、FX を原資産とするノックアウトオプション取引であり、FOREX.com 口座でのみ取引可能です。お客様は、原資産価格の上昇を見込む UP 又は下落を見込む DOWN を購入し、購入時にノックアウトレベルを選択します。判定価格がノックアウトレベルに到達した場合、オプションは 0 円で清算され、購入時に確定したオプション料（最大損失額）が損失となります。ただし、外貨建て取引では円転レートの変動により、日本円ベースでは購入時に想定した最大損失額を上回る損失が発生する可能性があります。

#### 5-4-1. 商品概要

FX ノックアウトオプション取引は、権利行使価格と同じ水準にノックアウトレベルが設定されたオプション取引です。お客様は、原資産価格の上昇を見込む場合に UP、下落を見込む場合に DOWN を購入します。購入時点でインザマネーとなる条件のノックアウトレベルのみ選択でき、原資産価格がノックアウトレベルに達した場合、オプションは消滅し、取引価格 0 円で期限前に清算されます。

#### 5-4-2. 原資産

FX ノックアウトオプション取引の原資産は、当社が提供する FX 通貨ペアの一部です。取引可能な通貨ペアは、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される内容に従います。FX を原資産とするオプション取引ができる口座では、FX 取引も行うことができます。

#### 5-4-3. 判定価格・ノックアウトレベル

判定価格は、UP では原資産である当社 FX の売値（Bid 価格）、DOWN では買値（Ask 価格）です。判定価格がノックアウトレベルに到達した場合、ノックアウトオプションは速やかに 0 円で清算されます。お客様は、購入時に当社が提示する複数のノックアウトレベルから選択しますが、保有開始後にそのノックアウトレベルを変更することはできません。

#### 5-4-4. オプション料・最大損失額

FX ノックアウトオプションの取引価格は、原資産価格とノックアウトレベルとの差による本来価値で構成され、時間価値は含まれません。購入時にはオプション料を支払いますが、このオプション料が原則として最大損失額と同額です。最大

損失額は、購入時の約定価格に数量及び 1 ポイント当たりの損益を乗じて算出され、取引開始時点で確定します。ただし、原資産が円クロス以外の場合は、円転レートの変動により日本円ベースの最大損失額が変動することがあります。

5-4-5. 満期・清算

ノックアウトされず、期日前に反対売買もされなかった場合、あらかじめ設定された権利行使日（清算日、満期日又は期日）において自動的に清算されます。清算損益は、権利行使日の清算価格とノックアウトレベルとの差を基礎として計算されます。

5-4-6. スワップポイント

FX ノックアウトオプションを基準時刻に保有している場合、原資産に生じるスワップポイントと同様の受払いが発生します。原則として、UP を保有する場合は原資産の買いポジション、DOWN を保有する場合は原資産の売りポジションと同様の受払い関係となります。スワップポイントの受払いが生じても、ノックアウトレベルは変更されません。

5-4-7. FX ノックアウトオプション固有のリスク

FX ノックアウトオプション取引では、購入時に最大損失額が確定する一方、日本円以外の取引通貨で行う場合には、円転レートの変動により日本円ベースでは当初想定した最大損失額を上回る損失が生じる場合があります。また、同一口座内で FX ポジションを併せて保有している場合、FX ポジションの評価損拡大により、オプションポジションもロスカットの対象となることがあります。ノックアウトレベルに達したときは 0 円で清算されるため、原則としてノックアウト時のスリッページは発生しませんが、スプレッド拡大、流動性低下、価格配信停止等の影響は受けます。また、同一口座内で FX ポジションを保有し、当該 FX ポジションに生じた評価益を利用して FX ノックアウトオプションを購入した後に、当該 FX ポジションの評価益が減少した場合には、ノックアウトオプションの決済時又はロスカット時に口座残高がマイナスとなる可能性があります。

5-5. 株価指数ノックアウトオプション取引

株価指数ノックアウトオプション取引は、株価指数 CFD を原資産とするノックアウトオプション取引です。判定価格、ノックアウトレベル、オプション料及び清算の仕組みは FX ノックアウトオプション取引と同様ですが、原資産に係る金利調整額及び配当金調整額の受払いが発生する場合があります。市場急変、流動性低

下、価格配信停止等の影響を受けるほか、配当金調整額又は円転レートの影響により、想定を上回る損失が発生する可能性があります。

5-5-1. 商品概要

株価指数ノックアウトオプション取引は、株価指数 CFD を原資産とするノックアウトオプション取引です。UP 又は DOWN を購入し、判定価格がノックアウトレベルに到達した場合は 0 円で清算されます。購入時にはオプション料を支払い、この金額が原則として最大損失額となります。

5-5-2. 原資産

株価指数ノックアウトオプション取引の原資産は、当社が提供する株価指数 CFD 銘柄の一部です。具体的な対象銘柄は、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される内容に従います。CFD を原資産とするオプション取引ができる口座では、当該原資産の CFD 取引を行うことができます。

5-5-3. 判定価格・ノックアウトレベル

判定価格は、UP では原資産である当社 CFD の売値（Bid 価格）、DOWN では買値（Ask 価格）です。判定価格がノックアウトレベルに到達した場合、ノックアウトオプションは 0 円で清算されます。ノックアウトレベルは購入時に選択し、保有開始後に変更することはできません。

5-5-4. オプション料・最大損失額

株価指数ノックアウトオプションのオプション料は、購入時に支払う最大損失額と同額です。取引価格は原資産価格とノックアウトレベルとの差による本来価値を基礎として決まり、購入時点で最大損失額が確定します。ただし、日本円以外の通貨建てで損益が発生する場合は、円転レートの影響により日本円ベースの最大損失額が変動することがあります。

5-5-5. 満期・清算

株価指数ノックアウトオプション取引は、ノックアウト時に 0 円で期限前清算されるほか、ノックアウトされずに期日を迎えた場合には、期日時点の清算価格とノックアウトレベルとの差に基づき自動清算されます。

5-5-6. 金利調整額・配当調整額

株価指数ノックアウトオプションを基準時刻に保有している場合、原資産に生じる金利調整額及び配当金調整額と同様の受払いが発生する場合があります。原則として、UP を保有する場合は原資産の買いポジション、DOWN を保有する場合は原資産の売りポジションと同様の関係となります。これらの受払いが発生しても、

ノックアウトレベルは変更されません。なお、配当金調整額については例外があるため、当社のホームページ又は取引ツールにてご確認ください。

### 5-5-7. 株価指数ノックアウトオプション固有のリスク

株価指数ノックアウトオプション取引では、原資産市場の取引停止、サーキットブレーカー、価格配信停止等により取引又は決済が困難となる場合があります。また、同一口座内で株価指数 CFD ポジションを併せて保有している場合には、CFD ポジションの評価損拡大によりオプションポジションもロスカットの対象となることがあります。配当金調整額又は円転レートの影響により、想定を上回る損失が生じる可能性もあります。口座内の余剰資金が乏しい場合には、価格変動に関係なく、金利調整額又は配当金調整額の支払いにより投資資金を上回る損失となる可能性があります。

## 5-6. 個別株ノックアウトオプション取引

個別株ノックアウトオプション取引は、個別株 CFD を原資産とするノックアウトオプション取引です。基本的な仕組みは他のノックアウトオプション取引と同様ですが、原資産たる個別株に係る配当、権利調整、株式分割、併合、上場廃止、売買停止等のコーポレートアクション又は市場措置の影響を受けます。取扱銘柄、条件及び具体的な調整方法は、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される内容に従います。

### 5-6-1. 商品概要

個別株ノックアウトオプション取引は、個別株 CFD を原資産とするノックアウトオプション取引です。基本的な仕組みは他のノックアウトオプション取引と同様であり、UP 又は DOWN を購入し、判定価格がノックアウトレベルに到達した場合に 0 円で清算されます。購入時に支払うオプション料が、原則として最大損失額となります。

### 5-6-2. 原資産

個別株ノックアウトオプション取引の原資産は、当社が提供する東京証券取引所に上場されている株式 CFD 銘柄です。取扱銘柄は、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される内容に従います。対象銘柄は、市場環境、流動性、企業行為その他の事情により変更又は取扱停止となる場合があります。

### 5-6-3. 判定価格・ノックアウトレベル

判定価格は、UP では原資産たる個別株 CFD の売値（Bid 価格）、DOWN では買値（Ask 価格）です。判定価格がノックアウトレベルに到達した場合、個別株

ノックアウトオプションは0円で清算されます。ノックアウトレベルは購入時に選択し、保有開始後は変更できません。

5-6-4. オプション料・最大損失額

個別株ノックアウトオプションのオプション料は、購入時に支払う最大損失額と同額です。取引価格は、原資産価格とノックアウトレベルとの差による本来価値に基づいて決定されます。日本円以外の通貨建てで損益又は調整額が発生する場合には、円転レートの変動により、日本円ベースの最大損失額又は損益額が変動することがあります。

5-6-5. 満期・清算

個別株ノックアウトオプション取引は、ノックアウト時に0円で期限前清算されるほか、ノックアウトされずに期日を迎えた場合には、期日時点の清算価格とノックアウトレベルとの差に基づき自動清算されます。

5-6-6. 配当調整額・権利調整

個別株ノックアウトオプション取引では、原資産株式の配当、権利落ちその他の事由に応じて、原資産に準じた配当調整額又は権利調整が行われる場合がありますこれらの受払い又は調整が行われても、原則としてノックアウトレベルは変更されません。具体的な内容は、原資産市場、カバー先条件及び当社の定める方法によります。配当調整額又は権利調整の内容、金額、反映時期及び方法は、原資産株式の権利内容又は経済的効果と完全に一致することを保証するものではなく、原資産市場、税制、カバー先の条件その他の事情により差異が生じる場合があります。

5-6-7. コーポレートアクション時の取扱い

原資産株式について株式分割、併合、合併、権利落ちその他のコーポレートアクションが行われた場合、当社は、必要に応じて建玉数量、価格、権利調整その他の条件を調整し、又は取引条件を変更することがあります。具体的な取扱いは、原資産市場及びカバー先の条件等を踏まえて当社が合理的に定めます。

5-6-8. 売買停止・上場廃止時の取扱い

原資産株式が売買停止、上場廃止その他これに準ずる状態となった場合、当社は、価格配信停止、取引停止、建玉の評価方法の変更、反対売買による決済その他必要な措置を講じることがあります。これにより、お客様の希望する時点又は方法での決済ができない場合があります。この場合、当社が採用する評価額又は清算額は、お客様にとって不利な水準となることがあり、その結果、想定を上回る損失が生じる場合があります。

### 5-6-9. 個別株ノックアウトオプション固有のリスク

個別株ノックアウトオプション取引は、個別企業固有の事象の影響を強く受けるため、価格変動が大きく、短時間でノックアウトレベルに到達することがあります。また、流動性の低い銘柄では、価格配信停止、取引停止又は意図しない時点での建玉整理が行われる可能性があります。同一口座内で原資産たる個別株 CFD ポジションを併せて保有している場合には、当該 CFD ポジションの評価損拡大により、ノックアウトオプションもロスカットの対象となることがあります。また、同一口座内で個別株 CFD ポジションを保有し、当該 CFD ポジションに生じた評価益を利用して個別株ノックアウトオプションを購入した後に、当該 CFD ポジションの評価益が減少した場合には、ノックアウトオプションの決済時又はロスカット時に口座残高がマイナスとなる可能性があります。また、配当調整額又は権利調整の発生により有効証拠金が減少し、ロスカットの要因となる場合があります。

## 5-7. Pre-IPO CFD 取引

Pre-IPO CFD 取引（以下「本商品」）は、Anthropic, PBC（以下「Anthropic」）の株式が新規株式公開（以下「IPO」）により金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」）における公式終値に基づく時価総額を参照する店頭 CFD（差金決済取引）です。本商品は、株式その他の有価証券を取得するものではなく、上場日より前の価格は当社が定める方法により決定する価格であって取引所の市場価格ではありません。また、上場中止と判定された場合には未決済建玉が建値で解消されるなど、他の商品にはない固有の仕組みがあります。以下の内容を十分にご理解の上、お取引ください。

### 5-7-1. 商品概要

本商品の取引は当社とお客様との相対取引であり、当社がお客様の取引の相手方となります。上場日より前は、当社が時価総額の見込みを踏まえて提示する価格でお取引いただきます。

本商品は差金決済のみにより決済され、お客様が Anthropic 株式その他の有価証券の現物を受け渡すことはありません。お客様は、本商品により、議決権、配当を受ける権利、株式の交付を受ける権利その他 Anthropic 株式に関するいかなる権利も取得しません。

本商品は当社が提供するものであり、Anthropic が組成、承認又は推奨したものではありません。Anthropic は本商品に一切関与していません。

5-7-2. 価格の決定方法

Anthropic 株式は、本書面の日付現在、国内外を含むいずれの金融商品取引所にも上場されておらず、取引所における市場価格は存在しません。上場日より前は、当社のグループ会社である StoneX Financial Ltd.（英国）が、当社からの委託に基づき、当社の定める内部のプライシング・フレームワークに従って、Anthropic の時価総額の評価額（以下「参照評価額」）を算定し、当社が参照評価額を決定します。当社は、参照評価額にスプレッドを加減した売付価格及び買付価格（以下「提示価格」）を提示します。なお、本商品の価格は、7-3 に記載する他の商品の価格配信の方法とは異なります。

参照評価額及び提示価格は、当社の見込みを反映した価格であって第三者間の取引価格ではなく、Anthropic 株式の株価若しくは公正価値又は IPO 時の公開価格・初値・終値を示し、保証し又は示唆するものではありません。当社が価格の決定に当たり参照する情報は、主として次のとおりです。

- ブロックチェーン市場（米国）における関連商品の取引価格（規制を受けない市場を含み、流動性が乏しく価格の信頼性が限定的な場合があります。また、Anthropic は、同社の承認を得ない株式の譲渡やトークン化証券等による持分の提供は無効又は無価値となり得る旨を公表しています。）
- 予測市場（米国）における価格・確率（規制を受けない市場を含み、参加者が限定的な場合があります。）
- 他社が提示する類似商品の価格（算定方法は各社により異なり、当社はその内容を検証できません。）
- 当社の社内のリスクポジション（5-7-5 をご参照ください。）
- Anthropic に関する報道その他の公表情報（推計値や未確認の情報を含む場合があります。）

上記の参照情報の採否及びウェイトは、当社の定める基準に従い決定します。当社は、プライシング・モデルの数式、具体的なウェイトその他の営業秘密に該当する事項は開示しません。提示価格は、IPO 時の公開価格・初値・終値と大きく乖離する可能性があり、お客様はその乖離により損失を被るおそれがあります。

5-7-3. 取引時間・為替変動リスク

参照評価額及び提示価格は適宜更新されます。本商品の取引時間は、月曜日 18 時から土曜日 7 時まで（日本時間）です。取引時間外（週末を含みます。）及び価格提示の停止中にも参照情報は変動し得るため、取引再開時の提示価格が直前の提示価格から大きく変動している場合があります。

本商品の価格は米ドル建てで表示され、損益及び費用は当社が定める為替レートにより円に換算されます。そのため、参照評価額が変動しない場合でも、為替相場の変動により円換算後の損益が変動し、損失が生ずるおそれがあります。

5-7-4. 手数料等の費用・スプレッド・取引制限

お客様には次の費用をご負担いただきます。

- スプレッド：本商品の売付価格と買付価格には差（スプレッド）があり、これがお客様の実質的なコストとなります。
- ファンディングコスト（金利調整額）：建玉の想定元本に対し、担保付翌日物調達金利に調整額を加減した年率により日割りで計算され、各営業日の取引終了時に建玉を保有している場合に発生します。買建玉の場合はお支払い、売建玉の場合はお受取り又はお支払いとなります。ファンディングコストは、IPO が延期された期間中も発生します。

参照情報の取得が困難となった場合、参照市場の流動性が著しく低下した場合、Anthropic 又はその IPO に関する重大な報道があった場合、IPO が遅延した場合等においては、スプレッドが大きく拡大することがあります。

参照情報の取得が困難となった場合等には、当社は、本商品の取引を決済取引のみ（新規建玉の受付停止）に制限することがあります。また、次の場合には、当社は価格の提示並びに新規及び決済の取引の受付を停止することがあります：①参照市場の停止又は参照情報の取得不能、②価格の急激な変動、③ IPO に関する重要事項の公表（上場承認、上場申請の取下げ等）の前後、④その他約款に定める場合。価格提示の停止中は、お客様は建玉を決済できず、停止解除後の価格が停止前の価格から大きく変動している場合があります。

明らかに誤った価格で約定した場合の訂正又は取消しについては、7-4 及び 8-3 の定めによるほか、当社は、価格決定方針に定める基準に従い、その約定を訂正又は取り消すことがあります。この基準は、お客様に有利な誤価格の場合にも不利な誤価格の場合にも同様に適用されます。逆指値注文（7-2-3）は、価格提示の停止の解除時、取引時間の開始時、IPO に関する重要事項の公表時等に提示価格が大きく変動した場合、指定した価格から大きく乖離した価格で約定することがあります。

5-7-5. 利益相反に関する事項

当社はお客様の取引の相手方となるため、お客様の損失が当社の利益となり、お客様の利益が当社の損失となる関係にあります。当社は、お客様との取引により生じたリスクについて、カバー取引管理規程に従って取り扱います。Anthropic 株

式は上場前であり譲渡が制限されているため、当社が同株式の取得等によりリスクをヘッジすることはできません。カバー取引を行わない部分については当社がリスクを保有するため、当社のポジション状況に応じて価格を調整する誘因が生じ得ます。

当社の社内のリスクポジションは、価格決定に当たり考慮されます。お客様全体の建玉が売り又は買いの一方に偏った場合、当社のリスクを軽減するため、提示価格（スプレッドのみならず価格の水準を含みます。）がお客様に不利な方向に調整されることがあります。この調整は、当社の定める基準に従いシステムにより自動的に行われ、担当者の判断により個別に行われるものではありません。当社は、利益相反を適切に管理するため、委託先の自己のポジションが価格算定に影響しないよう、委託先を含めた利益相反管理を行います。

5-7-6. 情報の限定及び情報の非対称性に関するリスク

Anthropic は日本の企業内容開示制度の適用を受けておらず、Anthropic の企業価値、財務情報、資本構成、種類株式の内容等に関する情報の多くは英語でのみ提供されており、日本語で入手可能な情報は限られています。当社は、Anthropic の企業情報及び報道内容の正確性・完全性を保証するものではありません。当社が Anthropic に関する報道、推計時価総額等を日本語で紹介する場合、それは客観的事実の紹介に限られ、出典及び作成日を明示します。当該情報は、投資助言や将来の価格・IPO の実施に関する判断を示すものではありません。

Anthropic 株式の日本国内における募集（POWL）に関し、有価証券届出書が 2026 年 11 月 2 日付で関東財務局に提出され、EDINET を通じて公表されています。当該届出書は、Anthropic が同社株式の募集のために作成したものであり、本商品のために作成されたものではなく、本商品の価格の決定方法、当社が取引の相手方となること、最終決済及び上場中止時の取扱い等については記載されていません。当社は当該届出書の作成に関与しておらず、その記載内容を検証していないため、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当社は、お客様が本商品の取引に関する判断に当たり当該届出書の記載内容に依拠することの適否について、意見を述べるものではありません。

本書面の日付現在、当社及び当社のグループ会社は、Anthropic に関する未公表の重要情報を保有しておらず、Anthropic 又はその IPO の引受けに関与していません。お客様は、価格の妥当性を自ら評価することが困難である点を十分にご理解の上、お取引ください。

Anthropic の役員若しくは従業員、Anthropic の株式その他の有価証券の保有者又は Anthropic に関する未公表の重要情報を知り得る立場にある方は、本商品の取引を行うことができません。口座開設及びお取引に際して、これらに該当しないことを確認させていただきます。

5-7-7. 必要証拠金・ロスカット

本商品の取引に必要な証拠金の額は、想定元本の 20%です（法令上、個人のお客様については、想定元本の 20%以上の証拠金が必要とされています（金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 29 号及び第 21 項）。）。本商品は証拠金の額を上回る取引を行うことができるため、提示価格の変動により、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれがあります。

証拠金維持率が 100%を下回った場合、当社はお客様の建玉を強制的に決済（ロスカット）します（3-5 をご参照ください。）。ロスカットにより決済された取引の損益は確定し、その後 IPO が中止された場合でも、5-7-9 の解消の対象とはならず、損失は返還されません。

特に、週末等の取引時間外、価格提示の停止中、IPO の公開価格の公表時及び上場日の取引開始時には、提示価格が大きく変動することがあり、ロスカットが想定した水準で執行されず、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれがあります。この場合、お客様には不足額をお支払いいただく必要があります。

お客様からお預かりした証拠金は、4-1 に記載のとおり、法令に従い、信託会社への金銭信託により当社の財産と区分して管理します。

5-7-8. IPO が実施された場合の最終決済

Anthropic の IPO が実施された場合、本商品の未決済建玉は、上場日（取引所において Anthropic 株式の取引が開始された最初の日をいい、取引時間の途中から取引が開始された場合を含みます。以下「最終評価日」）における上場金融商品取引所の公式終値に株式数を乗じて算出した時価総額（以下「最終決済価格」）により、最終決済されます。ダイレクト・リスティング、特別買収目的会社（SPAC）との合併その他 IPO 以外の方法により Anthropic 株式が上場された場合も、同様に取り扱います。

最終決済価格は、IPO 前に当社が提示していた価格と大きく異なる可能性があります。最終決済価格は上場日の公式終値に基づくものであり、IPO の公開価格や初値ではありません。

上場日には、新規取引はできませんが、保有中の建玉を決済することはできます（決済のみ可能）。最終受付時刻までに決済しなかった建玉は、最終決済価格で自動的に決済され、損益が確定します。

最終評価日に取引停止又はサーキットブレーカーの発動があった場合でも、上場金融商品取引所が当日の公式終値を公表したときは、当該公式終値を用います。公式終値が公表されないときは、公式終値が公表される最初の取引日まで最終評価日を順延します。

時価総額の算定に用いる株式数は、上場日において最終目論見書等の公表資料に記載された募集後の発行済株式総数とします。種類株式は普通株式への転換比率に基づき普通株式に換算した株式数として扱い、ストック・オプション等の潜在株式及びオーバーアロットメントによる追加発行分は含みません。Anthropic 株式が米ドル以外の通貨建てで上場された場合、最終決済価格は、上場日の取引所の取引終了時点における為替レートにより米ドルに換算します。

5-7-9. IPO の延期・中止等の場合の取扱い

IPO の実施時期及び実施の有無は、全く保証されていません。

【判定基準】当社は、次のいずれかの事由が生じた場合に「上場中止」と判定します：① Anthropic 又は主幹事証券会社による IPO の中止又は無期限延期の公表、②上場申請の取下げ、③当社が本商品について定める期限日（[未定]。以下「ロングストップ・デート」といいます。）までに IPO が実施されないこと、④ Anthropic の倒産・解散、⑤その他の客観的事由。上場中止の判定は、Anthropic の公表等の客観的情報に基づいて行い、報道や観測のみでは判断しません。ロングストップ・デートは、当社が本商品の商品条件として定めるものであり、Anthropic が公表する日程、有価証券届出書、目論見書その他の開示書類に定められた期限ではありません。ロングストップ・デートは、当社の取引システム上に具体的な日付で表示されます。法令の改正又は当局の命令若しくは処分により本商品の取引を継続することができなくなった場合は、上場中止とは別に取り扱います。

IPO の予定時期が変更された場合（上場中止に該当する場合を除きます。）は「延期」として扱います。延期の場合、お客様の建玉はロングストップ・デートまで継続し、その間もファンディングコスト及び手数料が発生します。延期期間中、当社は価格の提示を停止することがあります。

【上場中止時の取扱い（未決済建玉の解消）】上場中止と判定された場合、判定時点で未決済のすべての建玉は、すべてのお客様について一律に、建値（約定価

格）と同一の価格で決済したもの（以下「解消」）として取り扱われます。当社が事後的に他の決済方法を選択することはありません。この結果、IPO 前の価格上昇により評価益（含み益）を有していたお客様はその利益を失い、評価損を有していたお客様は損失が生じなかったものとして扱われます。

解消に伴い、差し入れられた証拠金は返還されます。保有期間中に発生・授受されたファンディングコスト及び手数料は返還されません。

判定時点より前に、お客様の反対売買により決済された取引及びロスカットにより決済された取引の損益は確定しており、解消の対象とはならず、損失は返還されません。そのため、建玉を維持していたお客様とロスカット等により損失が確定したお客様との間で結果が異なることがあります。上場中止の判定までの間に、価格変動によりロスカットが執行され建玉を維持できない場合があります。

上場中止の判定は、前記の判定基準及び当社社内規程に定める手続に従って行い、当社の建玉損益に左右されることはありません。当社は、上場中止の判定前に、新規建玉の受付及び価格の提示を停止することがあります。

5-7-10. 本商品の取引に適さないお客様

**本商品は、価格の決定方法、最終決済及び上場中止時の取扱い等の仕組みが複雑であり、価格変動が大きく、差し入れた証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれがある商品です。このため、当社は、本商品はご高齢のお客様（75 歳以上のお客様）には適さない商品であると考えています。**

当社は、75 歳以上のお客様に対して本商品の勧誘を行いません。75 歳以上のお客様から本商品のお取引のお申込みがあった場合はお取引を制限させていただく場合があります。このほか、次のお客様にも本商品は適しません。

- レバレッジ取引の経験がなく、本商品の仕組みやリスクを十分にご理解いただけないお客様
- 余裕資金ではない資金でお取引をお考えのお客様
- 差し入れた証拠金の額を上回る損失を許容できないお客様

本商品の取引には、クーリング・オフの規定（金融商品取引法第 37 条の 6）は適用されません。本商品の取引は、顧客取引契約書（店頭デリバティブ取引約款）及び本商品に関する特則に従って行われます。お客様に期限の利益喪失事由が生じた場合その他顧客取引契約書に定める事由が生じた場合には、当社は、お客様の建玉を決済し、取引を終了することがあります（4-4 をご参照ください。）。

## 6. 口座・取引ツール別の取扱い

### 6-1. MT5 口座

MT5 口座の取引可能商品及び口座種類は、下記 6-1-1 のとおりです。FX 口座には通常口座のほか、外枠手数料が発生するプロトレード口座があります。FX 口座と CFD 口座は別勘定として取り扱われるため、預託証拠金の合算、損益通算及び証拠金維持率の通算は行われません。MT5 はデフォルトで両建て機能が有効であるため、反対売買による決済を行う際は指定決済の操作にご注意ください。

#### 6-1-1. 取引可能商品

MT5 口座には、FX を取引できる口座と株価指数 CFD を取引できる口座の 2 種類があります。FX 口座では FX 取引のみ、株価指数 CFD 口座では株価指数 CFD 取引のみが可能であり、同一口座で両方の商品を取引することはできません。MT5 口座ではオプション取引は提供されていません。

#### 6-1-2. 口座区分と別勘定

同じお客様が保有する MT5 口座であっても、FX 口座と株価指数 CFD 口座は別勘定として取り扱われます。そのため、預託証拠金の合算、売買損益、金利調整額、配当金調整額の受払い、評価損益及び証拠金維持率の計算はそれぞれ別個に行われます。FX の通常口座とプロトレード口座についても同様に別勘定です。

#### 6-1-3. 必要証拠金・法人口座レバレッジ

MT5 の FX 口座では、個人のお客様の必要証拠金率は原則 4.0%です。法人のお客様には、一般社団法人金融先物取引業協会が毎週公表する為替リスク想定比率等にもとづき、当社が定める法人口座レバレッジが適用されます。株価指数 CFD 口座では、個人のお客様の必要証拠金は原則として売買代金の 10%であり、法人のお客様は当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される証拠金率が適用されます。いずれも、特定銘柄又は一定金額を超えるポジション等に対しては、より低いレバレッジが適用される場合があります。

法人口座レバレッジは、一般社団法人金融先物取引業協会が毎週公表する通貨ペアごとの為替リスク想定比率等にもとづき、当社が定める水準を適用します。当社は、協会公表値又は市場環境の変化等を踏まえ、法人口座に適用する必要証拠金率又はレバレッジを変更することがあります。変更は個別に通知されない場合があるため、法人口座のお客様は、当社ウェブサイトに掲載される最新の法人口座レバレッジに関する情報を継続的に確認する必要があります。レバレッジの変更

により、取引開始時点で必要証拠金額が増加する場合がありますので、十分な有効証拠金を保ち、余裕をもってお取引ください。

### 6-1-4. MT5 特有の留意点（両建て・指定決済）

MT5 取引システムでは、デフォルトで両建て機能が有効です。そのため、既存ポジションを決済するつもりで反対方向の注文を発注しても、指定決済を行わなければ新規注文として受け付けられ、売り・買い双方のオープン・ポジションとなる場合があります。反対売買による決済を行う場合であっても、対象ポジションを指定せずに注文を発注したときは、当該注文が決済注文ではなく新規注文として受け付けられることがあります。特に、成行決済、指値決済又は逆指値決済を行う際は、対象ポジションを指定して発注してください。両建てポジションの両方又はいずれかを決済する場合は、「両建て解除」を使用してください。

## 6-2. FOREX.com 口座

FOREX.com 口座には、FX 及び FX オプションを取引できる口座と、株価指数 CFD 及び CFD オプションを取引できる口座の 2 種類があります。FX 系口座では CFD 系商品の取引はできず、CFD 系口座では FX 系商品の取引はできません。いずれも別勘定として取り扱われるため、預託証拠金の合算は行われません。両建て取引を有効にした場合は、同一通貨ペア又は同一銘柄の売り・買いが相殺されないため、決済時には設定内容をご確認ください。FX オプション及び CFD オプションは、同一口座内の原資産ポジションと評価損益や必要証拠金が合算・相殺され、証拠金維持率 100%未満でロスカットの対象となります。

### 6-2-1. 取引可能商品

FOREX.com 口座では、FX 及び FX ノックアウトオプションを取引できる口座、並びに株価指数 CFD、個別株 CFD 及びそれらを原資産とするノックアウトオプションを取引できる口座が提供されます。各口座で取り扱う具体的な通貨ペア、銘柄、期日及び取引条件は、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される内容に従います。

### 6-2-2. 口座区分と別勘定

同じお客様が保有する FOREX.com 口座であっても、FX 及び FX オプションを取引できる口座と、株価指数 CFD 及び CFD オプションを取引できる口座は別勘定として取り扱われます。また、FX 系口座内の通常口座とプロトレード口座も別勘定です。そのため、預託証拠金の合算、損益通算、評価損益及び証拠金維持率の計算は、原則として口座区分ごとに行われます。

### 6-2-3. FX 系口座

FOREX.com の FX 系口座では、FX 取引の取引単位は原則として 1,000 通貨単位からであり、一部決済に限り 1,000 通貨単位未満の決済ができる場合があります。個人のお客様の必要証拠金は売買代金の 4%であり、法人のお客様には当社所定の法人口座レバレッジが適用されます。FX オプション取引については、原則として 0.1 単位から取引でき、1 単位は当社 FX の 1 万通貨単位相当です。

### 6-2-4. CFD 系口座

FOREX.com の CFD 系口座では、株価指数 CFD 取引は原則として 1 単位から取引可能です。個人のお客様の必要証拠金は、原則として売買代金の 10%です。法人のお客様には、当社ウェブサイト又は取引ツールに表示される証拠金率が適用されます。CFD オプション取引も原則として 1 単位から取引でき、1 単位は当社 CFD の 1 単位相当です。

### 6-2-5. FOREX.com 特有の留意点（両建て・オプション合算）

FOREX.com 口座では、両建て取引を有効にした場合、同一通貨ペア又は同一銘柄の売り・買いは相殺されず、それぞれ独立したポジションとして管理されます。FX 取引と FX オプション取引、又は CFD 取引と CFD オプション取引を同一口座内で併用する場合は、預託証拠金、必要証拠金、オプション料、有効証拠金及び評価損益が合算・相殺され、その口座全体の証拠金維持率が計算されます。証拠金維持率が 100%を下回った場合には、原則としてロスカットの対象となります。なお、オプション取引の評価益を利用して、新たに FX、CFD 又は同種のノックアウトオプション取引の新規建玉を行うことはできません。具体的には、FX ノックアウトオプションの評価益を利用して新規の FX 又は FX ノックアウトオプションを建てること、及び CFD ノックアウトオプションの評価益を利用して新規の CFD 又は CFD ノックアウトオプションを建てることはできません。

## 6-3. プロトレード口座

### 6-3-1. 取引可能商品

プロトレード口座は、FX 取引のみを対象とする口座です。MT5 口座及び FOREX.com 口座のいずれにも設定される場合がありますが、いずれも FX 以外の CFD 取引又はオプション取引を行うことはできません。

### 6-3-2. 取引単位・必要証拠金

プロトレード口座の取引単位は、原則として 1,000 通貨単位からです。個人のお客様の必要証拠金率は原則 4.0%であり、法人のお客様には当社所定の法人口座レ

バレッジが適用されます。特定の通貨ペア又は一定金額を超えるポジション等については、通常口座と同様に、より低いレバレッジが適用される場合があります。

### 6-3-3. 手数料

プロトレード口座では、通常口座よりも原則として狭いスプレッドが提示される一方、別途手数料が発生します。MT5 口座では 100,000USD 当たり新規・決済往復で 16USD、FOREX.com 口座では 100,000USD 当たり新規・決済それぞれ片道 8USD（いずれも消費税込み）を基準として、円換算のうえ課金されます。USD 以外の取引通貨は一旦 USD 数量に換算して計算され、円転時の小数点切上げ処理のタイミングは MT5 口座と FOREX.com 口座で異なります。したがって、同一の取引数量であっても、MT5 口座と FOREX.com 口座とで、新規・決済往復ベースの実際の日本円手数料額に差が生じる場合があります。

### 6-3-4. 通常口座との違い

プロトレード口座は、通常口座よりも狭いスプレッドを提供する代わりに、外枠手数料が発生する点が主な相違点です。また、通常口座とは別勘定として取り扱われるため、預託証拠金の合算、損益通算、評価損益及び証拠金維持率の計算は別々に行われます。

## 6-4. 口座横断での留意事項

同じお客様が保有する複数口座であっても、商品区分又は口座区分が異なる場合は、原則として別勘定で管理されるため、預託証拠金の合算、損益通算及び証拠金維持率の通算は行われません。ただし、FOREX.com 口座内で FX と FX オプション、又は CFD と CFD オプションを併用する場合は、同一口座内で預託証拠金、必要証拠金、オプション料、有効証拠金及び評価損益が合算・相殺されます。ロスカット時は、原則として口座残高維持に最も影響を与えるポジションから決済されますが、取引時間外等には決済可能な次順位のポジションが先にロスカットされる場合があります。両建ては、スプレッド、スワップポイント又は金利調整額の差を負担するなど、経済合理性を欠くおそれがあります。

### 6-4-1. 別勘定の考え方

別勘定とは、同じお客様が複数の口座又は商品区分を保有していても、それぞれを独立した勘定単位として管理する考え方です。別勘定である場合、証拠金、損益、評価損益、スワップポイント、金利調整額、配当調整額及び証拠金維持率は、他の口座又は商品区分とは切り離して計算されます。

### 6-4-2. 証拠金合算の可否

原則として、MT5 の FX 口座と株価指数 CFD 口座、FOREX.com の FX 系口座と CFD 系口座、並びに通常口座とプロトレード口座との間では、証拠金は合算されません。ただし、FOREX.com の同一口座内で、FX 取引と FX オプション取引、又は CFD 取引と CFD オプション取引を併用する場合には、預託証拠金、必要証拠金、オプション料、有効証拠金及び評価損益が合算・相殺されます。

### 6-4-3. ロスカット順序

ロスカットは、原則として口座残高維持に最も影響を与えるポジションから順次実行されます。複数ポジションがある場合は、一般に評価損の大きいポジションから処理されますが、取引時間外等により当該商品が決済できない場合には、次順位の決済可能なポジションが先にロスカットされることがあります。FX と FX オプション、又は CFD と CFD オプションが混在する場合は、原則として原資産ポジションが先にロスカットされ、その後にオプションポジションがロスカットされます。

### 6-4-4. 両建て時の取扱い

両建て取引が有効な場合、同一通貨ペア又は同一銘柄の反対方向の売買は相殺されず、それぞれ独立したポジションとして管理されます。両建て取引は、スプレッドの差に加え、スワップポイント又は金利調整額の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。また、FX 取引及び CFD 取引では、両建てポジションの必要証拠金は、売り又は買いのいずれか大きい方の時価を基準として計算されます。

## 7. 注文・執行・手続

### 7-1. 注文の指示事項

注文時には、FX 取引では通貨ペア、売買の別、数量、価格、注文の有効期間その他必要事項を、CFD 取引では銘柄、売買の別、数量、価格、有効期間、必要に応じて期日等を、オプション取引では通貨ペア又は銘柄、UP 又は DOWN の別、ノックアウトレベル、期日、数量、価格、有効期間等を正確に指示する必要があります。オプション取引の新規注文は買いのみであり、期日前であれば売り注文により決済することができます。

## 7-2. 注文種類ごとの執行方法

### 7-2-1. 成行注文

成行注文は、お客様の注文が当社のカバー先に受注された時点における約定可能な基本価格のうち、最良値で執行されます。なお、本項における基本価格とは、取引ツール上で当社がお客様に配信（提示）した価格をいいます。相場急変時、注文集中時、大口注文その他の事情により、提示価格ではなく、新たに入手した価格で約定する場合があります。スリッページは、相場や流動性の状況により、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

### 7-2-2. 指値注文

指値注文は、指定価格又はそれより有利な価格で執行されます。売りの指値注文はビッド価格がお客様の指値に達したとき、買いの指値注文はオファー価格がお客様の指値に達したときに執行されます。ただし、指値注文が注文価格より不利な価格で約定されることはありません。

### 7-2-3. 逆指値注文

逆指値注文は、お客様が指定した逆指値で約定する注文ではなく、逆指値又はそれより不利な価格が配信された時点で成行注文として発注され、その後に約定可能な価格で約定する注文です。売りの逆指値注文はビッド価格が逆指値以下となったとき、買いの逆指値注文はオファー価格が逆指値以上となったときに発動します。そのため、指定価格より不利な価格で約定する場合があり、特に週末メンテナンス明けや各国の経済指標・統計の発表時など、相場が大きく変動した場合には、逆指値で指定した価格から大きく乖離した価格で約定する場合があります。逆指値注文は、その性質上、多くの場合、お客様にとって不利なスリッページが発生する可能性があります。

### 7-2-4. トレーリング注文

トレーリング注文は、相場の変動に応じて逆指値価格が自動的に追随して変更される注文であり、その執行関係は逆指値注文に準じます。なお、MT5 のトレーリング注文では、相場の動きが設定条件を満たさない場合には逆指値が有効とならず、その結果、リスクヘッジとして機能しない場合があります。また、MT5 でトレーリング注文を設定したままログアウトした場合には、その時点の逆指値注文として取り扱われます。

### 7-2-5. 複合注文（OCO・IFD・IFD-OCO）

当社は、OCO 注文、IFD 注文及び IFD-OCO 注文等の複合注文も取り扱います。これらの基本的意味は 9 章の用語集をご参照ください。複合注文に付随する決済注文の約定に用いる価格、スリッページの有無及び発生原因、約定がお客様に有利又は不利となる場合の考え方その他の注意事項は、それぞれ指値注文又は逆指値注文の取扱いに準じます。なお、MT5 と FOREX.com では、原注文又は主たる注文として選択できる注文種類、並びに付随注文の構成及び取扱いが異なる場合があります。例えば、MT5 では予約注文ごとに売買方向を選択できる場合がありますが、FOREX.com では付随注文の方向は主たる注文の反対方向となります。詳細は取引ツールの仕様をご確認ください。原注文又は主たる注文を取り消した場合には、これに付随する注文も自動的に取り消されます。また、主たる注文が約定した後に、当該主たる注文により建てられたポジションを付随注文によらず決済した場合には、付随注文が取り消されることがあります。成行注文を原注文又は主たる注文とする場合は、原則として取引時間外には発注できませんが、指値注文又は逆指値注文を原注文又は主たる注文とする場合は、メンテナンス時間を除く取引時間外にも発注できる場合があります。FOREX.com 口座では、当社設定の乖離幅以上に有利な価格を指定した場合に指値注文として、当社設定の乖離幅以上に不利な価格を指定した場合に逆指値注文として受け付けられます。

### 7-2-6. FOREX.com 口座におけるスリッページ許容幅

FOREX.com 口座では、マーケット・インフォメーション画面又は注文画面で、通貨ペア又は銘柄ごとのスリッページ許容幅を設定できる場合があります。例えば、0 と設定するとスリッページはなくなりますが、相場変動時には約定が拒否される可能性が高くなります。原則として 0.2pips が設定されていますが、通貨ペアにより異なる設定が可能です。許容幅を狭く設定するほど、想定外の価格で約定する可能性は抑えられる一方、相場変動時には約定拒否が生じやすくなります。

## 7-3. 価格配信・価格配信停止・再開

当社がお客様に配信する価格は、主としてカバー取引先である StoneX Financial Ltd.から配信されたビッド価格及びオファー価格を基礎として決定されます。ただし、米国株価指数 CFD のうち当社が指定する銘柄について、原資産市場及び関連する先物市場が休場している週末には、当社が利用可能な代替的な価格情報を参照し、市場の変動性、報道その他の市場関連情報及び取引状況等を考慮した当社独自の価格算定方法に基づいて価格を決定します。オプション取引の価格は、原資産価格とノックアウトレベルとの差をもとに決定されます。
相場急変、著しい流動性低下、カバー取引先又はその先の状況変化等により、お

客様の取引を約定するための十分な流動性が確保できない場合又は市場実勢を反映した価格が配信できないと当社が判断した場合には、価格配信を停止することがあります。
価格配信を再開するのは、カバー取引先から価格提示を受けることが可能となり、かつ、それらの価格が市場実勢を反映した価格であると当社が判断した場合です。
価格配信停止中の相場動向によっては、再開時の価格が停止前の価格と大きく乖離し、再開と同時にお客様のポジションがロスカットの対象となる可能性があります。その場合、再開時の価格を基準とする成行注文により決済されるため、必ずしも再開時の価格でロスカットされるとは限りません。停止前の価格とロスカット約定価格との乖離等により、大きな損失が発生し、相場状況によっては預託した証拠金を上回る損失が生じる場合があります。なお、オプション取引の場合、ノックアウトレベルよりもお客様に不利な価格でロスカットされるリスクはありません。

7-4. 約定の訂正及び取消

当社のシステム障害、カバー取引先のレート誤配信その他の理由により、本来あるべき価格で約定しなかった場合には、当社は、当該約定について訂正又は取消を行うことがあります。その場合、当社は、取引画面、電子メール、電話その他の方法により、速やかにお客様へご連絡します。
約定の「訂正」には、成立した取引の約定価格自体を変更する方法のほか、成立した取引を反対売買して当初の損益を相殺したうえで正しい価格で新たな取引を約定させる方法、又は本来あるべき損益額若しくは約定価格との差額のみを調整する方法を含みます。
また、約定の「取消」には、成立した取引自体を取り消す方法のほか、成立した取引を反対売買して当初の損益を相殺する方法、又は成立した取引から生じた利益若しくは損失の額のみを調整する方法を含みます。
ただし、訂正又は取消がお客様の損失に係るものであり、法令上の損失補てんに該当する場合には、そのような訂正又は取消は行いません。

7-5. お客様の注文を執行する順序

注文の執行順序は、原則として成行注文、ストリーミング注文、逆指値注文及び指値注文の順とし、同種注文間では受け付けた順番に従います。ただし、手動約定が必要な場合、相場急変時、週初若しくはクリスマス休場明け等のマーケットオープン時、取引終了前 15 分間等の流動性低下時、大口注文、市場価格から大きく乖離した注文、不適切取引が疑われる場合、新規口座設定完了前等には、この順序どおりに執行されない場合があります。

手動約定は、正確な価格提示及び約定を確保するために行われるものであり、システム約定に比べ時間を要する場合があります。

7-6. その他注文に関する注意点

通信状況等により、発注操作後に画面反映が遅れた結果、未受注と誤認して再度操作し、意図しない重複注文となる場合があります。注文結果のメッセージを確認せずに再発注しないようご注意ください。
また、注文の証拠金チェックは発注時ではなく、当社又は当社カバー先が当該注文を受注する時点で行われる場合があり、発注時には可能に見えても、受注時点で余剰証拠金が不足していれば拒否されることがあります。外貨クロス等では必要証拠金計算時に円転レートも勘案されるため、受注後又は約定後の円転レート変動により証拠金不足となり、ロスカットとなる場合があります。
なお、約定後に証拠金維持率が100%を下回るような新規注文は、証拠金不足と判定され約定されません。

7-7. 本取引開始から終了までの手続

本取引を開始するには、当社からオンライン申込書上で交付される契約締結前交付書面及び顧客取引契約書等の内容を十分に確認し、本取引の概要やリスクを理解したうえで、お客様ご自身の判断と責任において取引を行う旨を電磁的方法により確認いただく必要があります。そのうえで、当社所定の方法により口座開設申込みを行っていただきます。なお、電磁的方法による口座開設申込みをもって、本取引口座の設定に関する約諾書の差し入れに代えるものとします。口座開設に当たっては、本人確認書類及びマイナンバー確認書類等の提出が必要であり、当社所定の審査があります。当社は、法令に基づく支払調書提出義務の履行その他必要な目的のため、お客様に対してマイナンバーの提示を求めることがありますので、その際はこれに応じていただく必要があります。また、当社は、上記目的及びお客様の口座開設のために、口座開設に伴う業務、お客様の個人情報、本人確認書類、マイナンバーの収集・保管等の関連業務を、国外又は国内の関連会社若しくは第三者に委託し、これらが提供するサービス、アプリケーション又はデータベース等を利用する場合があります。

注文成立後は、取引報告書、取引残高報告書等が電磁的方法により交付されますので、内容に相違又は疑義がある場合には、速やかにクライアントサービスへ照会してください。

クイック入金その他即時反映を前提とする入金方法については、通信状況、金融機関側の処理状況、システム障害その他の事情により、直ちに口座残高へ反映されることを保証するものではありません。反映遅延、データ送信エラーその他の

事由により生じた機会利益の逸失又は追加的な費用負担は、お客様のご負担となりますので、入金後は口座残高への反映状況をお客様ご自身で確認してください。

## 8. 禁止行為・その他重要事項

### 8-1. 法令上の禁止行為

金融商品取引法により、本取引の勧誘又は契約締結に関して、虚偽告知、断定的判断の提供、不招請勧誘、意思確認をしない勧誘、拒絶後の継続勧誘、迷惑な時間の勧誘、損失補てん又は利益追加の約束若しくは提供、必要な説明をしないこと、重要事項について誤解を生じさせる表示、無断売買その他法令に反する行為が禁止されています。また、所定の必要証拠金を満たさないまま取引を継続させることや、顧客に不利なスリッページ条件を一方的に設定すること等も禁止されます。

### 8-2. 当社が定める禁止行為

お客様は、当社提供ツール以外を用いた不正な取引システム利用、サーバー等への過大負荷、通常実行できない取引、当社との通信内容の無断公開、役職員等への暴言、脅迫又は業務妨害、システム若しくは通信の脆弱性又は価格配信の遅延を利用した利益取得、過度な投機的取引、短時間での反復注文、取引と無関係な入出金の反復、他人名義口座の利用その他当社が円滑な取引を妨げると判断する行為をしてはなりません。禁止行為が行われた場合、当社は、口座凍結、約定無効、損害賠償請求等の措置を講じることがあります。これらの行為は、その態様又は程度により、4-4 に定める契約終了事由にも該当し得ます。

### 8-3. マニフェスト・エラー、バッドティック、取引プログラム等

提示価格に誤り又は不正確さ（マニフェスト・エラー又はバッドティック）があった場合、当社は、当該価格による約定を事前通知なく市場実勢に即した価格へ変更し、又は取り消すことがあります。また、市販又は自作の取引プログラム等の利用により、当社又はカバー先のサーバーに過大な負荷又は障害が発生する場合、当社は、約定の変更、取消、ログイン停止、取引停止、強制決済又は契約終了等の措置を講じることがあります。当社は、お客様が独自に使用又は作成したプログラム等について、修復又はサポートを行いません。

### 8-4. 重要情報変更時の届出義務

お客様は、居住国又は納税対象国の変更、日本の非居住者となった場合、外国 PEPs への該当、年収、金融資産又は法人の財務状況の大幅な変更、職業又は主たる事業内容の変更、法人の代表者、取引担当者又は実質的支配者の変更等、重要

情報に変更が生じたときは、速やかに当社へ届け出る必要があります。また、氏名、名称、住所、電話番号又は電子メールアドレス等の変更についても、所定の方法により直ちに届け出てください。

8-5. 自動売買機能等に関する留意事項

FOREX.com ダウンロード版では、インディケータにもとづく注文及び自動売買システムを利用できる場合があります。これらは、お客様が指定した価格又は条件での約定を保証するものではなく、条件充足時に成行注文として発注されるため、スリッページや約定拒否が生じる場合があります。
インディケータにもとづく注文は、注文リストに表示されず、設定したチャート上で確認、訂正又は削除を行う必要があります。また、お客様の取引ツールが当社サーバーへ接続していない場合には執行されず、再接続後にお客様の設定にもとづいて執行又は約定される場合があります。
自動売買システムは、テクニカル指標にもとづき機械的に売買シグナルを発信し、成行注文により新規建玉及び決済を行うものであり、利益を保証するものではありません。自動売買の稼働中であっても、お客様は任意のタイミングで停止又は建玉の裁量決済を行うことができます。ログアウト時には一時停止し、再ログイン時に再開される場合があるため、稼働状況、建玉及び履歴はお客様ご自身で確認してください。
インディケータ注文又は自動売買注文は、通常の注文と異なる画面又は履歴で管理される場合があるため、未約定注文、建玉及び履歴の確認は、お客様ご自身で十分に行ってください。
当社は、インディケータ、自動売買プログラム、売買シグナル又はこれらにもとづいて発注された注文の正確性、完全性、発注若しくは約定の実現を保証するものではありません。

8-6. その他の留意事項

お客様は、適用法令、自主規制団体及び市場参加者団体の規定を遵守して取引を行う必要があります。当社は、一定期間入出金又は取引実績のない口座を凍結又は閉鎖することがあります。登録情報の変更を怠り、当社からの連絡を受領できない場合、又は実際と異なる情報により口座を維持している場合には、当社は、必要に応じて口座を閉鎖し、ポジションを清算することがあります。機会損失、限定的な電話取引への不対応、電子メールによる通知の有効性その他本書面記載の各リスク及び措置については、あらかじめご了承ください。

9. 用語集

9-1. 共通用語

- **IFD-OCO 注文**：新規注文と、その新規注文が成立した場合に有効となる 2 つの決済注文（OCO 注文）を組み合わせた注文をいいます。決済注文の一方が成立した場合には、他方は自動的に取り消されます。
- **IFD 注文**：新規注文と、その新規注文が成立した場合に有効となる決済注文を組み合わせた注文をいいます。
- **GTC 注文**：お客様が取り消すまで有効な注文をいいます。
- **OCO 注文**：2 つの注文を同時に発注し、一方が成立した場合には他方が自動的に取り消される注文をいいます。
- **オファー／アスク（Ask）**：金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。
- **オープン・ポジション**：建玉をいいます。両建て取引が有効でない場合、同一通貨ペア又は同一銘柄の買建玉と売建玉は相殺され、多い方の建玉がオープン・ポジションとなります。
- **買建玉・売建玉（かいたてぎょく・うりたてぎょく）**：買建玉は買付取引のうち、売建玉は売付取引のうち、それぞれ決済が結了していないものをいいます。
- **買戻し（かいもどし）**：売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- **カバー取引（かばーとりひき）**：金融商品取引業者がお客様を相手方として行う本取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該本取引と取引対象通貨又は銘柄、売買の別等が同じ取引を他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。
- **基準時刻（きじゅんじこく）**：本書面において「基準時刻」とは、米国東部標準時（NY 時間）午後 5 時（米国夏時間適用時は日本時間午前 6 時、同冬時間適用時は日本時間午前 7 時）をいいます。
- **逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）**：あらかじめ指定した価格に到達したことを条件として発注される注文をいいます。通常、指定価格に到達した後は成行注文として執行されるため、指定価格より不利な価格で約定する場合があります。
- **金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）**：本取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- **差金決済（さきんけっさい）**：先物取引、CFD 取引又はオプション取引等の決済に当たり、原資産の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- **指値注文（さしねちゅうもん）**：価格の限度を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ価格を定めないで行う注文を成行注文といいます。
- **証拠金（しょうこきん）**：本取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- **申告分離課税（しんこくぶんりかぜい）**：一定の所得について、他の所得と分けて税額を計算し、確定申告により納税する課税方式をいいます。本書面においては、店頭デリバティブ取引に係る利益がその対象となります。
- **支払調書（しはらいちょうしょ）**：金融商品取引業者が、一定の取引又は支払について、顧客の氏名、住所、個人番号、支払金額等を記載して税務署に提出する書類をいいます。
- **成行注文（なりゆきちゅうもん）**：あらかじめ価格を指定せず、その時点で約定可能な価格で執行を求める注文をいいます。相場急変時その他の事情により、お客様が想定した価格と異なる価格で約定する場合があります。
- **スリッページ**：お客様の注文時に表示されている価格又はお客様が注文時に指定した価格と、実際の約定価格とに相違があることをいいます。
- **スリッページ許容幅（すりっぺーじきょようはば）**：注文時に、お客様が許容する約定価格のずれの範囲をいいます。許容幅を狭く設定するほど、想定外の価格で約定する可能性は抑えられる一方、相場変動時には約定拒否が生じやすくなります。
- **デイオンリー注文（でいおんりーちゅうもん）**：当日限りの注文で、注文があった日の米国 NY 時間午後 5 時まで有効な注文をいいます（成行注文を除きます）。
- **トレーリング注文**：相場の変動に応じて逆指値価格が自動的に追随して変更される注文をいいます。相場が有利な方向に動いた場合には利益確保に資する一方、急変時には不利な価格で約定する場合があります。
- **デリバティブ取引（でりばてぃぶとりひき）**：その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- **店頭デリバティブ取引（てんとうでりばてぃぶとりひき）**：金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
- **特定投資家（とくていとうしか）**：店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、

国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。

- **転売（てんばい）**：買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- **ビッド（Bid）**：金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。
- **付随注文（ふずいちゅうもん）**：主たる注文に付随して発注される指値注文又は逆指値注文をいいます。
- **復興特別所得税（ふっこうとくべつしょとくぜい）**：所得税額に対して一定割合で追加的に課される税をいいます。本書面においては、所得税額の2.1%として計算されます。
- **ヘッジ取引（へっじとりひき）**：現在保有している又は将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債と反対方向のポジションを設定する取引をいいます。
- **約定拒否（やくじょうきょひ）**：注文が受け付けられた後、相場変動、価格乖離、証拠金不足その他の理由により、約定が成立せず拒否されることをいいます。
- **ロスカット**：お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

9-2. FX 取引用語

FX 取引に関する主な用語は、次のとおりです。

- **スワップポイント**：金利の異なる 2 つの通貨を売買することに伴い生じる金利差に相当する調整額をいいます。FX のポジションを翌営業日に持ち越した場合に発生し、金利情勢や当社カバー先の資金調達コスト等を勘案して当社が決定します。
- **店頭外国為替証拠金取引（てんとうがいこくかわせしょうこきんとりひき）**：通貨を売買する外国為替取引と、取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を組み合わせた取引であり、店頭デリバティブ取引の一つです。
- **両建て（りょうだて）**：同一通貨ペア又は同一銘柄の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
- **ロールオーバー**：FX 又は CFD 取引において、同一営業日中に反対売買されなかった建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。

9-3. CFD 取引用語

- **金利調整額（きんりちょうせいがく）**：広義には金利に係る調整額全般を意味します。CFD のポジションを翌営業日に持ち越した場合に発生し、金利や当社カバー先の資金調達コスト等を勘案して決定されます。
- **値洗い（ねあらい）**：建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きをいいます。
- **配当金調整額（はいとうきんちょうせいがく）**：株価指数直物 CFD 取引において、取引対象の株価指数の構成銘柄に配当金支払いがあった場合に、お客様の口座に受払いが発生する調整額をいいます。
- **未確定損益（みかくていそんえき）**：オープン・ポジションを仮に現在レートで決済したときの暫定収益又は損失の総額であり、評価損益ともいいます。

9-4. ノックアウトオプション取引用語

- **オプション料**：原資産価格の取引価格と権利行使価格（ノックアウトレベルと同水準）の差をもとに決定されるオプション価格に、数量及び 1 ポイント当たりの損益を掛けて算出される金額であり、同オプション取引における最大損失額です。
- **最大損失額（さいだいそんしつがく）**：ノックアウトオプション取引の購入時の約定価格に数量及び 1 ポイント当たりの損益を乗じた金額であり、オプション料と同額です。
- **ノックアウトレベル**：ノックアウトオプションの判定価格が到達した場合に、当該オプションが消滅し、取引価格 0 円で清算される水準をいいます。
- **判定価格（はんていかかく）**：UP（上昇）の場合は原資産である当社 FX 又は CFD の売値（Bid 価格）、DOWN（下落）の場合は買値（Ask 価格）をいいます。

9-5. 個別株 CFD・個別株ノックアウトオプション追加用語

- **権利調整（けんりちょうせい）**：原資産株式に係る権利落ち、株式分割、株式併合その他の事由に応じて、当社が必要に応じて建玉数量、価格、配当調整額、ノックアウトレベルその他の取引条件を調整することをいいます。
- **コーポレートアクション**：株式分割、株式併合、合併、買収、権利落ち、上場廃止その他発行会社の行為に伴う価格又は権利内容の調整をいいます。
- **上場廃止（じょうじょうはいし）**：原資産株式が上場市場から除外されることをいいます。**配当調整額（はいとうちょうせいがく）**：個別株 CFD 及

び個別株ノックアウトオプションにおいて、原資産株式の配当等に応じて当社が定める方法によりお客様の口座に反映される調整額をいいます。
- **売買停止（ばいばいていし）**：原資産株式について売買が停止されることをいいます。

9-6. Pre-IPO CFD 取引用語

- **参照評価額（さんしょうひょうかがく）**：上場日より前に、当社が所定の方法により Anthropic の時価総額について決定する評価額をいいます。
- **提示価格（ていじかかく）**：参照評価額にスプレッドを加減した、当社の売付価格及び買付価格をいいます。
- **想定元本（そうていがんぽん）**：建玉の数量に価格を乗じて算出される、証拠金及びファンディングコストの計算の基礎となる金額をいいます。
- **ファンディングコスト**：建玉の想定元本に対し、担保付翌日物調達金利に調整額を加減した年率により日割りで計算され、各営業日の取引終了時に建玉を保有している場合に発生する金利調整額をいいます。
- **上場日（最終評価日）**：取引所において Anthropic 株式の取引が開始された最初の日をいいます。
- **最終決済価格（さいしゅうけっさいかかく）**：最終評価日における上場金融商品取引所の公式終値に株式数を乗じて算出した時価総額をいいます。
- **ロングストップ・デート**：当社が本商品について定める期限日（[未定]）をいい、この日までに IPO が実施されない場合には上場中止と判定されます。Anthropic の公表日程等に基づく期限ではなく、当社の取引システム上に具体的な日付で表示されます。
- **上場中止（じょうじょうちゅうし）**：5-7-9 の判定基準に該当し、当社が上場中止と判定することをいいます。
- **解消（かいしょう）**：上場中止と判定された場合に、未決済の建玉を建値（約定価格）と同一の価格で決済したものとして取り扱うことをいいます。

2026 年 11 月 16 日改訂・施行